

<h1>静岡市報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

告 示

静岡市告示第199号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質に汚染されている区域（形質変更時要届出区域）を次のとおり指定する。

平成29年4月5日

静岡市長 田 辺 信 宏

次の区域のうち別に図示する区域

区域1

(1) 形質変更時要届出区域

静岡市駿河区小鹿三丁目110番1の一部

(2) 形質変更時要届出区域の指定に係る基準に適合していない特定有害物質の名称

「シス-1,2-ジクロロエチレン」及び「砒素及びその化合物」

区域2

(1) 形質変更時要届出区域

静岡市駿河区小鹿三丁目110番1の一部

(2) 形質変更時要届出区域の指定に係る基準に適合していない特定有害物質の名称

「シス-1,2-ジクロロエチレン」、「砒素及びその化合物」及び「鉛及びその化合物」

区域3

(1) 形質変更時要届出区域

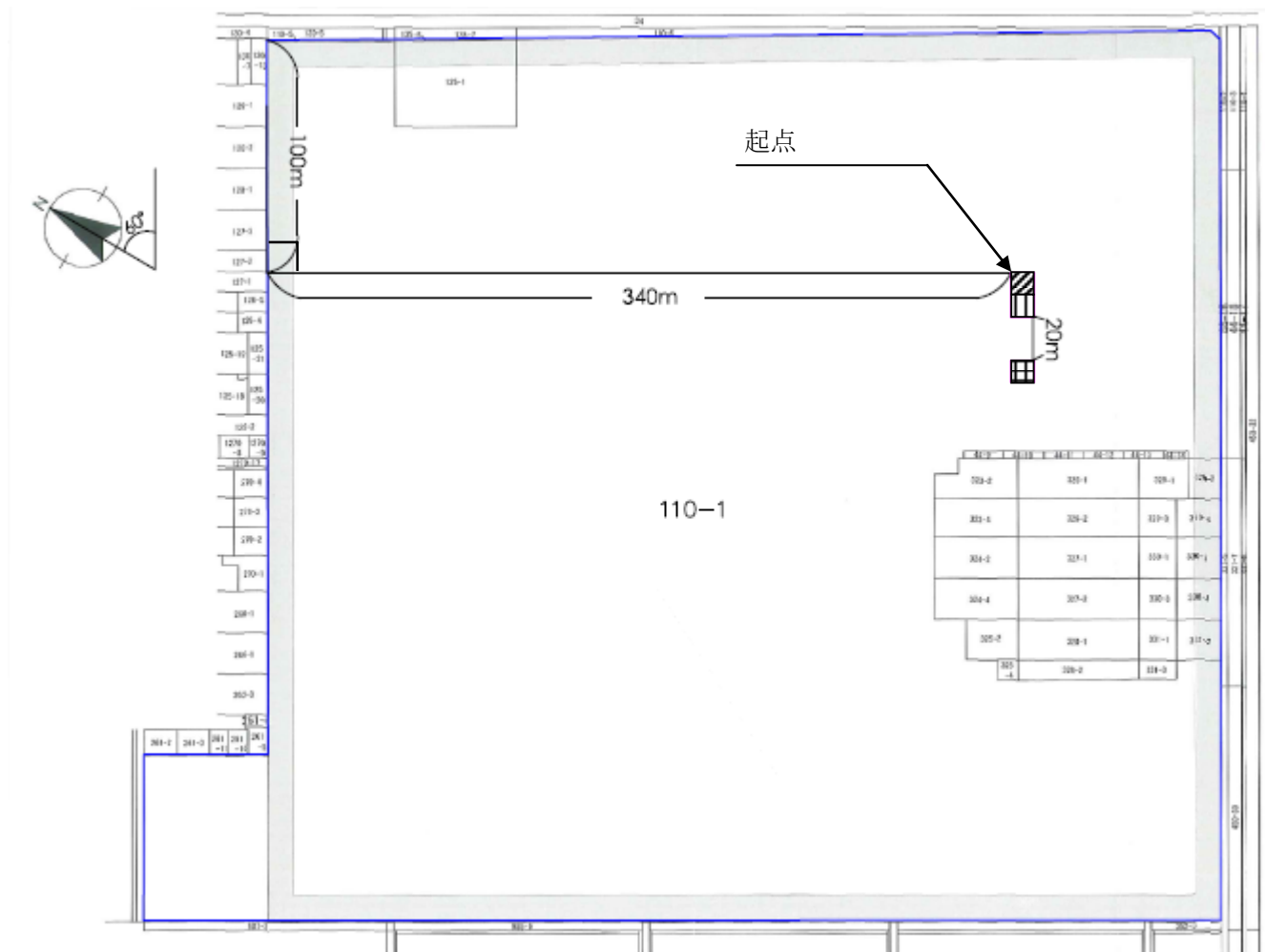
静岡市駿河区小鹿三丁目110番1の一部

(2) 形質変更時要届出区域の指定に係る基準に適合していない特定有害物質の名称

「シス-1,2-ジクロロエチレン」及び「鉛及びその化合物」

(別図)

区域1 :  、区域2 :  、区域3 : 



静岡市駿河区小鹿三丁目110番1の最北端の筆境界より土地境界線に沿って西方に100mの地点から土地境界線に垂直南方に340mの地点を起点とする次に示す形状の土地とする。

